（３）組織図　【様式２】　　武生西小学校

いじめ対策委員会（常設）

いじめの情報

連絡：担任、教科担任・部顧問等

校　長

教　頭

教務、生徒指導主事、学年主任（担任）、教育相談コーディネーター、養護教諭　等

□学校基本方針に基づく取り組みの実施
□具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
□早期発見のためのシステムづくり（相談窓口の設置、面談やアンケートの実施）
□いじめに関する情報（疑いを含む）や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
□いじめに関する情報があった時の対応
・情報の迅速な共有　　・事実関係の確認（児童、教職員、保護者等）
・いじめの認知　　・教育委員会への報告・連携
・いじめ対応サポート班の立ち上げ　　・保護者との連携
・いじめに関する指導や支援の体制、対応方針の決定
・いじめ対応サポート班等からのいじめに関する情報の集約と共有化
□関係機関への協力要請
□取組の点検（学校評価への位置づけを含む）

いじめの認知
状況確認・指示

報告・連絡・相談

いじめ対応サポート班（特設）

生徒指導主事

（校長・教頭・教務）

学年主任（担任）、養護教諭、教育相談コーディネーター、関係教職員

□対応策の立案・実行
□関係者からの聴取（事実確認、記録）
□関係児童への指導・支援
□関係保護者への対応
□関係機関との連携（必要に応じて、警察への協力要請）
□対応状況の報告と今後の具体的な指導・支援方針の報告

重大事態の疑いの判断（※①）

疑いなし

関係児童・生徒及び保護者連絡
継続的な見守り
市教委への報告

疑いあり

いじめ重大事態
対応へ

窓口：教頭

外部人材
・スクールカウンセラー　・スクールソーシャルワーカー
・スクールサポーター

関係機関
・教育委員会　・医療機関　・教育支援センター　・PTA
・こども家庭センター　・児童相談所　・警察　・地方法務局　等

※①　法第 28 条第1項において、いじめの重大事態の定義は
「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第1号）、
「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（第2号）
とされている。　（いじめ防止対策推進法の重大事態の調査に関するガイドライン　文部科学省令和6年8月改訂版より）